各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 御中

← 厚生労働省老人保健課 高齢者支援課 認知症施策・地域介護推進課

## 介護保険最新情報

今回の内容

令和3年度介護報酬改定関連通知の 正誤等について

計 22 枚 (本紙を除く)

Vol.969

令和 3 年 4 月 2 2 日

厚生労働省老健局

老人保健課、高齢者支援課、認知症施策•地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線 3948、3971、3979)

FAX: 03-3595-4010

老高発 0422 第 1 号 老認発 0422 第 1 号 老老発 0422 第 1 号 令和 3 年 4 月 22 日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長 ( 公 印 省 略 ) 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長 公 印省 略 ) 厚生労働省老健局老人保健課長 ( 印 省 略 ) 公

令和3年度介護報酬改定関連通知の正誤等について

令和3年3月16日付けで通知した「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和3年3月16日老高発0316第3号、老認発0316第6号、老老発0316第5号)等を別紙1のとおり修正することとするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知による修正後の「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」(平成12年3月8日老企第41号)別紙については、令和3年6月のサービス提供分に係る届出から適用することとし、別紙10-5については、すでに修正前の様式で届出を行っており、その後体制に係る変更がない事業所においても、令

和3年5月15日までに、修正後の別紙10-5を改めて届け出るものとする。

また、同通知については、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)が施行されたこと等に伴い、別紙2のとおり改正することとする。

「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和3年3月16日老高発0316第3号、老認発0316第6号、老老発0316第5号)別紙の訂正について

No.	該当箇所	訂正前	訂正後
1	別紙1	b 勤続年数の算定に当たっ	b 勤続年数の算定に当たっ
	p. 11	ては、当該事業所における勤	ては、当該事業所における勤
	18 行目	務年数に加え、同一法人等の	務年数に加え、同一法人等の
		経営する他の介護サービス	経営する他の介護サービス
		事業所、病院、社会福祉施設	事業所、病院、社会福祉施設
		等においてサービスを利用	等においてサービスを利用
		者に直接提供する職員とし	者に直接提供する職員とし
		て勤務した年数を含めるこ	て勤務した年数を含めるこ
		とができるものとする。	とができるものとする。
			<u>c</u> 第3号ホ(2)の訪問介護員
			等の割合については、前年度
			(3月を除く。)又は届出日
			の属する月の前3月の1月
			当たりの実績の平均につい
			て、常勤換算方法により算出
			した数を用いて算出するも
			<u>のとする。</u>
2	別紙1	⑥ 「当該利用者のリハビリテ	⑥ 「当該利用者のリハビリテ
	p. 26	ーション計画書を移行先の	ーション計画書を移行先の
	23 行目	事業所へ提供」については、	事業所へ提供」については、
		利用者の円滑な移行を推進	利用者の円滑な移行を推進
		するため、指定訪問リハビリ	するため、指定訪問リハビリ
		テーション終了者が指定通	テーション終了者が指定通
		所介護、指定通所リハビリテ	所介護、指定通所リハビリテ
		ーション、指定地域密着型通	ーション、指定地域密着型通
		所介護、指定認知症対応型通	所介護、指定認知症対応型通
		所介護、指定小規模多機能型	所介護、指定小規模多機能型
		通所介護、指定看護小規模多	通所介護、指定看護小規模多
		機能型居宅介護、指定介護予	機能型居宅介護、指定介護予

防通所リハビリテーション、 指定介護予防認知症対応型 通所介護又は指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事 業所へ移行する際に、「リハ ビリテーションマネジメン ト加算等に関する基本的な 考え方並びにリハビリテー ション計画書等の事務処理 手順及び様式例の提示につ いて」(平成30年3月22日 老老発 0322 第2号) の別紙 様式2-1及び2-2のリ ハビリテーション計画書等 の情報を利用者の同意の上 で指定通所介護、指定通所リ ハビリテーション、指定地域 密着型通所介護、指定認知症 対応型通所介護、指定小規模 多機能型通所介護、指定看護 小規模多機能型居宅介護、指 定介護予防通所リハビリテ ーション、指定介護予防認知 症対応型通所介護又は指定 介護予防小規模多機能型居 宅介護の事業所へ提供する こと。なお、指定通所介護事 業所等の事業所への情報提 供に際しては、リハビリテー ション計画書の全ての情報 ではなく、「リハビリテーシ ョン・個別機能訓練、栄養管 理及び口腔管理の実施に関 する基本的な考え方並びに 事務処理手順及び様式例の 提示について」に示す別紙様

防通所リハビリテーション、 指定介護予防認知症対応型 通所介護又は指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事 業所へ移行する際に、「リハ ビリテーション・個別機能訓 練、栄養管理及び口腔管理の 実施に関する基本的な考え 方並びに事務処理手順及び 様式例の提示について」の別 紙様式2-2-1及び2-2-2のリハビリテーショ ン計画書等の情報を利用者 の同意の上で指定通所介護、 指定通所リハビリテーショ ン、指定地域密着型通所介 護、指定認知症対応型通所介 護、指定小規模多機能型通所 介護、指定看護小規模多機能 型居宅介護、指定介護予防通 所リハビリテーション、指定 介護予防認知症対応型通所 介護又は指定介護予防小規 模多機能型居宅介護の事業 所へ提供すること。なお、指 定通所介護事業所等の事業 所への情報提供に際しては、 リハビリテーション計画書 の全ての情報ではなく、「リ ハビリテーション・個別機能 訓練、栄養管理及び口腔管理 の実施に関する基本的な考 え方並びに事務処理手順及 び様式例の提示について」に 示す別紙様式2-2-1及 び2-2-2の本人の希望、

		式2-2-1及び2-2-	家族の希望、健康状態・経過、
			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
		2の本人の希望、家族の希望、などは、2011年11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 1	リハビリテーションの目標、
		望、健康状態・経過、リハビ	リハビリテーションサービュなの味切を出れ
		リテーションの目標、リハビ	ス等の情報を抜粋し、提供す
		リテーションサービス等の	ることで差し支えない。
		情報を抜粋し、提供すること	
		で差し支えない。	
3	別紙 1	(7) <u>注5</u> の取扱い	(7) <u>注6</u> の取扱い
	p. 56		
	25 行目		
4	別紙1	16 <u>·17</u> (略)	16 (略)
	p. 72		<u>17</u> ターミナルケアマネジメ
	31 行目		<u>ント加算について</u>
			(1)~(4) (略)
			( <u>5</u> ) ターミナルケアマネジ
			メントにあたっては、厚生
			労働省「人生の最終段階に
			おける医療・ケアの決定プ
			ロセスに関するガイドラ
			イン」等を参考にしつつ、
			本人の意思を尊重した医
			療・ケアの方針が実施でき
			るよう、多職種が連携し、
			本人及びその家族と必要
			な情報の共有等に努める
			こと。
5	別紙2	① 経口維持加算(1)について	① 経口維持加算(1)について
	p. 52	は、次に掲げるイから <u>ニ</u> まで	は、次に掲げるイから <u>ハ</u> まで
	20 行目	の通り、実施するものとする	の通り、実施するものとする
		こと	こと <u>。</u>
6	別紙2	ロ ①のロgを準用する。	ロ ①のロ <u>の</u> gを準用する。
	p. 69		
	15 行目		
7	別紙2	ハ (略)	ハ <u>①の口のg及びhを準</u>
	p. 69		<u>ーーーー</u> 用する。
	23 行目	   ④ 入退所前連携加算(I)	(I) A 及 及 及 及 及 及 及 及 及 及 的 更 ,
	1		- · · · - · · - · · · · · · · · · · · ·

		(12)	(1) . 0 . 7 . 10
		イ 5の[19]の③イ及び口を	イ 5の <u>図</u> の③イ及び口を
		準用する。	準用する。
		ロ ①のg及びhを準用す	ロ ①の <u>ロの</u> g及びhを準
		る。	用する。
8	別紙5	⑤ (略)	⑤ (略)
	p. 37		⑥ 個別機能訓練加算(I)を取
	26 行目		得する場合、厚生労働省への
			情報の提出については、LI
			<u>FEを用いて行うこととす</u>
			<u>る。LIFEへの提出情報、</u>
			提出頻度等については、「科
			学的介護情報システム(L I
			FE) 関連加算に関する基本
			的考え方並びに事務処理手
			順及び様式例の提示につい
			て」を参照されたい。
			サービスの質の向上を図
			るため、LIFEへの提出情
			報及びフィードバック情報
			を活用し、利用者の状態に応
			じた個別機能訓練計画の作
			成 (Plan)、当該計画に基づ
			く個別機能訓練の実施 (Do)、
			当該実施内容の評価
			_(Check)、その評価結果を踏
			まえた当該計画の見直し・改
			善 (Action) の一連のサイク
			<u>ル (PDCAサイクル) によ</u>
			り、サービスの質の管理を行
			うこと。_
			提出された情報について
			は、国民の健康の保持増進及
			びその有する能力の維持向
			上に資するため、適宜活用さ
			れるものである。
9	別紙 5	① 経口維持加算(I)について	① 経口維持加算(I)について
<u> </u>	74 440 K G	O 12. 11, 124 4 70 10 11 (17)	O 12. 1924 4 70E 21 (17) - 2 1

	p. 76	は、次に掲げるイ <u>及び</u> ハの通	は、次に掲げるイ <u>から</u> ハ <u>まで</u>
	6 行目	り、実施するものとするこ	の通り、実施するものとする
		と。	こと。
10	別紙8	なお、パワーハラスメント防	なお、パワーハラスメント防
	p. 6	止のための事業主の方針の明	止のための事業主の方針の明
	22 行目	確化等の措置義務については、	確化等の措置義務については、
		女性の職業生活における活躍	女性の職業生活における活躍
		の推進に関する法律等の一部	の推進に関する法律等の一部
		を改正する法律(令和元年法律	を改正する法律(令和元年法律
		第 24 号) 附則第3条の規定に	第 24 号) 附則第3条の規定に
		より読み替えられた労働施策	より読み替えられた労働施策
		の総合的な推進並びに労働者	の総合的な推進並びに労働者
		の雇用の安定及び職業生活の	の雇用の安定及び職業生活の
		充実等に関する法律第 30 条の	充実等に関する法律第 30 条の
		2第1項の規定により、中小企	2第1項の規定により、中小企
		業(資本金が3億円以下又は常	業(医療・介護を含むサービス
		時使用する従業員の数が 300	業を主たる事業とする事業主
		人以下の企業)は、令和4年4	<u>については</u> 資本金が <u>5000 万円</u>
		月1日から義務化となり、それ	以下又は常時使用する従業員
		までの間は努力義務とされて	の数が <u>100 人</u> 以下の企業)は、
		いるが、適切な勤務体制の確保	令和4年4月1日から義務化
		等の観点から、必要な措置を講	となり、それまでの間は努力義
		じるよう努められたい。	務とされているが、適切な勤務
			体制の確保等の観点から、必要
			な措置を講じるよう努められ
			たい。
11	別紙 9	なお、パワーハラスメント防	なお、パワーハラスメント防
	p. 6	止のための事業主の方針の明	止のための事業主の方針の明
	25 行目	確化等の措置義務については、	確化等の措置義務については、
		女性の職業生活における活躍	女性の職業生活における活躍
		の推進に関する法律等の一部	の推進に関する法律等の一部
		を改正する法律(令和元年法律	を改正する法律(令和元年法律
		第24号)附則第3条の規定に	第24号)附則第3条の規定に
		より読み替えられた労働施策	より読み替えられた労働施策
		の総合的な推進並びに労働者	の総合的な推進並びに労働者
		の雇用の安定及び職業生活の	の雇用の安定及び職業生活の

体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。   12			充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。	充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務
たい。				
p. 62 3 行目 (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所、指定通所介護事業所、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護、併設型指定認知症対応型通所介護事業所、指定不護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等が併設される場合については、処遇等が適切に行われる場合に限り、それぞれ次のとおり人員基準の緩和を認めている。 ① (略) ② 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所に置かないことができる人員(略) ③・④ (略) ③・④ (略)				
	12	p. 62	(5) <u>~(11)</u> (略)	(5)・(6) (略) (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護、併設型指定認知症対応型通所介護事業所、指定不護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等が併設される場合については、処遇等が適切に行われる場合に限り、それぞれ次のとおり人員基準の緩和を認めている。 ① (略) ② 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所に置かないことができる人員(略) ③・④ (略)
10   カワルト、10   よた、冶七ソ しへ計画♡畑  また、冶七ツ一し入計画♡畑	13	別紙 10	また、居宅サービス計画の届	また、居宅サービス計画の届

	p. 8	出頻度について、一度市町村が	出頻度について、一度市町村が
	1   15 行目	検証した居宅サービスの計画	検証した居宅サービスの計画
	,,,,,	の次回の届出は、1年後でよい	の次回の届出は、1年後でもよ
		ものとする。	いものとする。
14	別紙 10	なお、パワーハラスメント防	なお、パワーハラスメント防
	p. 10	止のための事業主の方針の明	止のための事業主の方針の明
	1   19 行目	確化等の措置義務については、	確化等の措置義務については、
		女性の職業生活における活躍	女性の職業生活における活躍
		の推進に関する法律等の一部	の推進に関する法律等の一部
		  を改正する法律(令和元年法律	   を改正する法律(令和元年法律
		   第 24 号) 附則第3条の規定に	第 24 号)附則第 3 条の規定に
		  より読み替えられた労働施策	より読み替えられた労働施策
		の総合的な推進並びに労働者	の総合的な推進並びに労働者
		の雇用の安定及び職業生活の	の雇用の安定及び職業生活の
		充実等に関する法律第 30 条の	充実等に関する法律第 30 条の
		2第1項の規定により、中小企	2第1項の規定により、中小企
		業(資本金が3億円以下又は常	業 (医療・介護を含むサービス
		時使用する従業員の数が 300	業を主たる事業とする事業主
		<u>人</u> 以下の企業)は、令和4年4	<u>については</u> 資本金が <u>5000 万円</u>
		月1日から義務化となり、それ	以下又は常時使用する従業員
		までの間は努力義務とされて	の数が <u>100 人</u> 以下の企業)は、
		いるが、適切な勤務体制の確保	令和4年4月1日から義務化
		等の観点から、必要な措置を講	となり、それまでの間は努力義
		じるよう努められたい。	務とされているが、適切な勤務
			体制の確保等の観点から、必要
			な措置を講じるよう努められ
			たい。
15	別紙 11	なお、パワーハラスメント防	なお、パワーハラスメント防
	p. 4	止のための事業主の方針の明	止のための事業主の方針の明
	11 行目	確化等の措置義務については、	確化等の措置義務については、
		女性の職業生活における活躍	女性の職業生活における活躍
		の推進に関する法律等の一部	の推進に関する法律等の一部
		を改正する法律(令和元年法律	を改正する法律(令和元年法律
		第24号)附則第3条の規定に	第24号)附則第3条の規定に
		より読み替えられた労働施策	より読み替えられた労働施策
		の総合的な推進並びに労働者	の総合的な推進並びに労働者

の雇用の安定及び職業生活の 充実等に関する法律第30条の 2第1項の規定により、中小企 業(資本金が3億円以下又は常 時使用する従業員の数が300 人以下の企業)は、令和4年4 月1日から義務化となり、それ までの間は努力義務とされて いるが、適切な勤務体制の確保 等の観点から、必要な措置を講 じるよう努められたい。 の雇用の安定及び職業生活の 充実等に関する法律第30条の 2第1項の規定により、中小企 業(医療・介護を含むサービス 業を主たる事業とする事業主 については資本金が5000万円 以下又は常時使用する従業員 の数が100人以下の企業)は、 令和4年4月1日から義務化 となり、それまでの間は努力義 務とされているが、適切な勤務 体制の確保等の観点から、必要 な措置を講じるよう努められ たい。

16 別紙 12 p. 10 11 行目

なお、パワーハラスメント防 止のための事業主の方針の明 確化等の措置義務については、 女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律等の一部 を改正する法律(令和元年法律 第24号) 附則第3条の規定に より読み替えられた労働施策 の総合的な推進並びに労働者 の雇用の安定及び職業生活の 充実等に関する法律第30条の 2第1項の規定により、中小企 業(資本金が3億円以下又は常 時使用する従業員の数が 300 人以下の企業)は、令和4年4 月1日から義務化となり、それ までの間は努力義務とされて いるが、適切な勤務体制の確保 等の観点から、必要な措置を講 じるよう努められたい。

なお、パワーハラスメント防 止のための事業主の方針の明 確化等の措置義務については、 女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律等の一部 を改正する法律(令和元年法律 第24号) 附則第3条の規定に より読み替えられた労働施策 の総合的な推進並びに労働者 の雇用の安定及び職業生活の 充実等に関する法律第30条の 2第1項の規定により、中小企 業(医療・介護を含むサービス 業を主たる事業とする事業主 については資本金が 5000 万円 以下又は常時使用する従業員 の数が100人以下の企業)は、 令和4年4月1日から義務化 となり、それまでの間は努力義 務とされているが、適切な勤務 体制の確保等の観点から、必要 な措置を講じるよう努められ

			たい。
17	別紙 13	なお、パワーハラスメント防	なお、パワーハラスメント防
	p. 11	止のための事業主の方針の明	止のための事業主の方針の明
	1 行目	確化等の措置義務については、	確化等の措置義務については、
		女性の職業生活における活躍	女性の職業生活における活躍
		の推進に関する法律等の一部	の推進に関する法律等の一部
		を改正する法律(令和元年法律	を改正する法律(令和元年法律
		第 24 号) 附則第 3 条の規定に	第 24 号)附則第3条の規定に
		より読み替えられた労働施策	より読み替えられた労働施策
		の総合的な推進並びに労働者	の総合的な推進並びに労働者
		の雇用の安定及び職業生活の	の雇用の安定及び職業生活の
		充実等に関する法律第 30 条の	充実等に関する法律第 30 条の
		2第1項の規定により、中小企	2第1項の規定により、中小企
		業(資本金が3億円以下又は常	業 (医療・介護を含むサービス
		時使用する従業員の数が 300	業を主たる事業とする事業主
		<u>人</u> 以下の企業) は、令和4年4	<u>については</u> 資本金が <u>5000 万円</u>
		月1日から義務化となり、それ	以下又は常時使用する従業員
		までの間は努力義務とされて	の数が <u>100 人</u> 以下の企業)は、
		いるが、適切な勤務体制の確保	令和4年4月1日から義務化
		等の観点から、必要な措置を講	となり、それまでの間は努力義
		じるよう努められたい。	務とされているが、適切な勤務
			体制の確保等の観点から、必要
			な措置を講じるよう努められ
			たい。
18	別紙 14	なお、パワーハラスメント防	なお、パワーハラスメント防
	p. 10	止のための事業主の方針の明	止のための事業主の方針の明
	21 行目	確化等の措置義務については、	確化等の措置義務については、
		女性の職業生活における活躍	女性の職業生活における活躍
		の推進に関する法律等の一部	の推進に関する法律等の一部
		を改正する法律(令和元年法律	を改正する法律(令和元年法律
		第 24 号) 附則第 3 条の規定に	第 24 号)附則第3条の規定に
		より読み替えられた労働施策	より読み替えられた労働施策
		の総合的な推進並びに労働者	の総合的な推進並びに労働者
		の雇用の安定及び職業生活の	の雇用の安定及び職業生活の
		充実等に関する法律第 30 条の	充実等に関する法律第 30 条の
		2第1項の規定により、中小企	2第1項の規定により、中小企

		の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の	の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の
		の雇用の安定及び職業生活の	の雇用の安定及び職業生活の
		の雇用の安定及び職業生活の	の雇用の安定及び職業生活の
		の総合的な推進並びに労働者	の総合的な推進並びに労働者
		より読み替えられた労働施策	より読み替えられた労働施策
		の総合的な推進並びに労働者	の総合的な推進並びに労働者
		の総合的な推進亚ひに労働者	の総合的な推進並びに労働者
		の屋田の安定及び職業先活の	の屋田の安定及び職業先活の
		の雇用の安定及び職業生活の	の雇用の安定及び職業生活の
		の雇用の安定及び職業生活の	の雇用の安定及び職業生活の
		充実等に関する法律第 30 条の	充実等に関する法律第 30 条の
		充実等に関する法律第 30 条の	充実等に関する法律第 30 条の
		9第1項の相定により 中小企	
		2第1項の規定により、中小企	2第1項の規定により、中小企
		業(資本金が3億円以下又は常	業(医療・介護を含むサービス
		時使用する従業員の数が 300	業を主たる事業とする事業主
		人以下の企業)は、令和4年4	<u>については</u> 資本金が <u>5000 万円</u>
		月1日から義務化となり、それ	以下又は常時使用する従業員
		オズの即は奴力美致してれて	の粉が 100 1 以下の会業) は
		までの間は努力義務とされて	の数が <u>100 人</u> 以下の企業)は、
		   いるが、適切な勤務体制の確保	
		いるか、週切な勤務体制の催保	令和4年4月1日から義務化
		等の観点から、必要な措置を講	となり、それまでの間は努力義
		寺の観点がり、必安は相直で開	こなり、これよくの向は分刀我
		じるよう努められたい。	務とされているが、適切な勤務
			体制の確保等の観点から、必要
			な措置を講じるよう努められ
			たい。
ĺ			/_ v · o
	1		
20	別紙 16 の別	30 「重度認知症疾患療養体制	31 「重度認知症疾患療養体制
20	別紙 16 の別   紙 1	30   里度認知症疾患療養体制   加算   に係る届出について	31   里度認知症疾患療養体制   加算」に係る届出について

	p. 1-33	は、「重度認知症疾患療養体	は、「重度認知症疾患療養体
	14 行目・15	制加算に係る届出」(別紙 24)	制加算に係る届出」(別紙 24)
	行目	を添付してください。	を添付してください。
		   <u>31</u>   「移行計画の提出状況」に	32 「移行計画の提出状況」に
		ついては、「介護療養型医療	ついては、「介護療養型医療
		施設の移行に係る届出」(別	施設の移行に係る届出」(別
		紙 25)を添付してください。	紙 25)を添付してください。
21	別紙 16 の別	栄養改善体制	栄養アセスメント・栄養改善体
	紙1-4		制
	A 6		
22	別紙 16 の別		(2)介護支援専門員の配置状
	紙 10-5		<u>況</u>
			常勤換算 人
		<u>(2)</u> 配置状況	(3)配置状況
		① 常勤・非常勤	① 常勤・非常勤
		② 1週間の勤 日/週	② 1月あたり 時間/
		務日数	の勤務時間数 月
		③ 1日あたり 時間/	
		の勤務時間数 日	
		(3)業務負担の軽減や効率化	(4)業務負担の軽減や効率化
		できる具体的な業務内容	できる具体的な業務内容
23	別紙 16 の別	介護職員の総数(常勤換算)	<u>看護・</u> 介護職員の総数(常勤換
	紙 12-6		算)
	5 (3)		
	「常勤職員		
	の状況」		
24	別紙 16 の別	備考 <u>1</u> 要件を満たすことが	備考 要件を満たすことが分
	紙 12-6	分かる根拠書類を準備し、指	かる根拠書類を準備し、指定
		定権者からの求めがあった	権者からの求めがあった場
		場合には、速やかに提出する	合には、速やかに提出するこ
		こと。	と。
		備考2 認知症対応型共同生	
		活介護については、常勤職員	
		の状況の「介護職員」は、「看	
		護・介護職員」と読み替える	

		<u>ものとする。</u>	
25	別紙 16 の別	評価対象期間の通所リハビリ	評価対象期間の通所リハビリ
	紙 18	テーション終了者数 <u>(注1)</u>	テーション終了者数
		①のうち、指定通所介護等を実	①のうち、指定通所介護等を実
		施した者の数 (注2)	施した者の数 (注1)
		評価対象期間の新規終了者数	評価対象期間の新規終了者数
		_(注3)_	_(注2)_
26	別紙 17	所定疾患施設療養費の内容	
	p. 33	について、投薬、検査、注射、	
	34 行目	処置の内容が明らかになるよ	
		うに記載すること。	
27	別紙 21	老人医療の受給者番号	被保険者番号

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する 基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月 16日老認発0316第3号、老老発0316第2号)の訂正について

No.	該当箇所	訂正前	訂正後
1	p. 29	また、リハビリテーション実	また、リハビリテーション実
	9行目	施計画原案に関しては、 <u>ウ③</u> に	施計画原案に関しては、 <u>③ハ</u> に
		掲げるリハビリテーション実	掲げるリハビリテーション実
		施計画書の様式又はこれを簡	施計画書の様式又はこれを簡
		略化した様式を用いるものと	略化した様式を用いるものと
		する。なお、介護老人保健施設	する。なお、介護老人保健施設
		の人員、施設及び設備並びに運	の人員、施設及び設備並びに運
		営に関する基準(平成 11 年厚	営に関する基準(平成 11 年厚
		生省令第40号)第14条若しく	生省令第40号)第14条若しく
		は第50条において準用する第	は第 50 条において準用する第
		14 条、健康保険法等の一部を	14 条、健康保険法等の一部を
		改正する法律附則第 130 条の	改正する法律附則第 130 条の
		2第1項の規定によりなおそ	2第1項の規定によりなおそ
		の効力を有するものとされた	の効力を有するものとされた
		指定介護療養型医療施設の人	指定介護療養型医療施設の人
		員、設備及び運営に関する基準	員、設備及び運営に関する基準
		(平成 11 年厚生省令第 41 号)	(平成 11 年厚生省令第 41 号)
		第15条若しくは第50条におい	第15条若しくは第50条におい
		て準用する第 15 条、又は介護	て準用する第 15 条、又は介護
		医療院の人員、施設及び設備並	医療院の人員、施設及び設備並
		びに運営に関する基準(平成	びに運営に関する基準(平成
		30年厚生省令第5号)第17条	30年厚生省令第5号)第17条
		若しくは第 54 条において準用	若しくは第 54 条において準用
		する第 17 条において作成する	する第 17 条において作成する
		こととされている各計画の中	こととされている各計画の中
		に、リハビリテーション実施計	に、リハビリテーション実施計
		画原案に相当する内容をそれ	画原案に相当する内容をそれ
		ぞれ記載する場合は、その記載	ぞれ記載する場合は、その記載
		をもってリハビリテーション	をもってリハビリテーション
		実施計画原案の作成に代える	実施計画原案の作成に代える
		ことができるものとする。	ことができるものとする。

介護職員は、当該技術的助 言・指導に基づき、「指定居宅 サービスに要する費用の額の 算定に関する基準 (短期入所サ ービス及び特定施設入居者生 活介護に係る部分)及び指定施 設サービス等に要する費用の 額の算定に関する基準の制定 に伴う実施上の留意事項につ いて」別紙様式3及び「指定地 域密着型サービスに要する費 用の額の算定に関する基準及 び指定地域密着型介護予防サ ービスに要する費用の額の算 定に関する基準の制定に伴う 実施上の留意事項について」別 紙様式1を参考に、以下の事項 を記載した口腔衛生管理体制 計画を作成すること。

介護職員は、当該技術的助言・指導に基づき、別紙様式7を参考に、以下の事項を記載した口腔衛生管理体制計画を作成すること。

「科学的介護情報システム (LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに 事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老老発0316第4 号)の訂正について

No.	該当箇所	訂正前	訂正後
1	p. 4	イ LIFEへの提出情報に	イ LIFEへの提出情報に
	13 行目	ついて	ついて
		科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算
		(I)については、施設におけ	(I)については、施設におけ
		る入所者全員について、別紙	る入所者全員について、別紙
		様式2(科学的介護推進に関	様式2(科学的介護推進に関
		する評価 (施設サービス))	する評価 (施設サービス))
		にある「評価日」、「前回評価	にある「評価日」、「前回評価
		日」、「障害高齢者の日常生活	日」、「障害高齢者の日常生活
		自立度又は認知症高齢者の	自立度又は認知症高齢者の
		日常生活自立度」、「総論(A	日常生活自立度」、「総論(A
		DL及び在宅復帰の有無等	DLに限る。)」、「口腔・栄養」
		に限る。)」、「口腔・栄養」及	及び「認知症(必須項目に限
		び「認知症(必須項目に限	る。)」の各項目に係る情報
		る。)」の各項目に係る情報	を、やむを得ない場合を除
		を、やむを得ない場合を除	き、すべて提出すること。ま
		き、すべて提出すること。ま	た、「総論(既往歴、服薬情
		た、「総論(既往歴、服薬情	報、同居家族等及び在宅復帰
		報 <u>及び</u> 同居家族等に限る)」	<u>の有無等</u> に限る <u>。</u> )」及び「認
		及び「認知症(任意項目に限	知症 (任意項目に限る。)」に
		る。)」に係る情報について	係る情報についても、必要に
		も、必要に応じて提出するこ	応じて提出することが望ま
		とが望ましいこと。	しいこと。
		科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算
		(Ⅱ)については、施設におけ	(Ⅱ)については、施設におけ
		る入所者全員について、科学	る入所者全員について、科学
		的介護推進体制加算(I)で	的介護推進体制加算(I)で
		必須とされる情報に加え、	必須とされる情報に加え、
		「総論 (既往歴及び同居家族	「総論 (既往歴及び同居家族
		等に限る。)」に係る情報を、	等に限る。)」に係る情報を、
		やむを得ない場合を除き、す	やむを得ない場合を除き、す

べて提出すること。また、「総 論(服薬情報に限る。) | 及び 「認知症(任意項目に限 る。) に係る情報について も、必要に応じて提出するこ とが望ましいこと。 イ LIFEへの提出情報に 2 p. 5 3行目 ついて 科学的介護推進体制加算 (I)については、施設におけ る入所者全員について、別紙 様式2(科学的介護推進に関 する評価 (施設サービス)) にある「評価日」、「前回評価 日」、「障害高齢者の日常生活 自立度又は認知症高齢者の 日常生活自立度」、「総論(A DL及び在宅復帰の有無等 に限る。)」、「口腔・栄養」及 び「認知症(必須項目に限

> 科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)については、施設における入所者全員について、科学的介護推進体制加算(Ⅰ)で必須とされる情報に加え、「総論(既往歴、服薬情報及

る。)」の各項目に係る情報

を、やむを得ない場合を除

き、すべて提出すること。ま

た、「総論(既往歴、服薬情

報及び同居家族等に限る。)」

及び「認知症(任意項目に限

る。)」に係る情報について

も、必要に応じて提出するこ

とが望ましいこと。

べて提出すること。また、「総論(服薬情報及び在宅復帰の 有無等に限る。)」及び「認知症(任意項目に限る。)」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。

イ LIFEへの提出情報に ついて

科学的介護推進体制加算 (I)については、施設におけ る入所者全員について、別紙 様式2(科学的介護推進に関 する評価 (施設サービス)) にある「評価日」、「前回評価 日」、「障害高齢者の日常生活 自立度又は認知症高齢者の 日常生活自立度」、「総論(A DLに限る。)」、「口腔・栄養」 及び「認知症(必須項目に限 る。)」の各項目に係る情報 を、やむを得ない場合を除 き、すべて提出すること。ま た、「総論(既往歴、服薬情 報、同居家族等及び在宅復帰 の有無等に限る。)」及び「認 知症(任意項目に限る。)」に 係る情報についても、必要に 応じて提出することが望ま しいこと。

科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)については、施設における入所者全員について、科学 的介護推進体制加算(Ⅰ)で 必須とされる情報に加え、 「総論(既往歴、服薬情報及 び同居家族等に限る。)」に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「認知症(任意項目に限る。)」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。

び同居家族等に限る。)」に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「総論(在宅復帰の有無等に限る。)」及び「認知症(任意項目に限る。)」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。

3 p. 6 16 行目

ア 「リハビリテーション・個 別機能訓練、栄養管理及び口 腔管理の実施に関する基本 的な考え方並びに事務処理 手順及び様式例の提示につ いて」(令和3年3月16日老 振発 0316 第3号、老老発 0316 第2号) 別紙様式3-3 (個別機能訓練計画書) に ある「評価日」、「職種」、「A DL」、「IADL」及び「起 居動作」並びに別紙様式3に ある「作成日」、「前回作成 日」、「初回作成日」、「障害高 齢者の日常生活自立度又は 認知症高齢者の日常生活自 立度」、「健康状態・経過(病 名及び合併疾患・コントロー ル状態に限る。)」、「個別機能 訓練の目標」及び「個別機能 訓練項目(プログラム内容、 留意点、頻度及び時間に限 る。)」の各項目に係る情報を すべて提出すること。

ア 「リハビリテーション・個 別機能訓練、栄養管理及び口 腔管理の実施に関する基本 的な考え方並びに事務処理 手順及び様式例の提示につ いて」(令和3年3月16日老 振発 0316 第3号、老老発 0316 第2号) 別紙様式3-2 (生活機能チェックシー ト) にある「評価日」、「職種」、 「ADL」、「IADL」及び 「起居動作」並びに別紙様式 3-3 (個別機能訓練計画 書)にある「作成日」、「前回 作成日」、「初回作成日」、「障 害高齢者の日常生活自立度 又は認知症高齢者の日常生 活自立度」、「健康状態・経過 (病名及び合併疾患・コント ロール状態に限る。)」、「個別 機能訓練の目標」及び「個別 機能訓練項目(プログラム内 容、留意点、頻度及び時間に 限る。)」の各項目に係る情報 をすべて提出すること。

「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について」(令和3年3月19日老認発0319第2号)の訂正について

No.	該当箇所	訂正前	訂正後
1	p. 3	なお、パワーハラスメント防	なお、パワーハラスメント防
	25 行目	止のための事業主の方針の明	止のための事業主の方針の明
		確化等の措置義務については、	確化等の措置義務については、
		女性の職業生活における活躍	女性の職業生活における活躍
		の推進に関する法律等の一部	の推進に関する法律等の一部
		を改正する法律(令和元年法律	を改正する法律(令和元年法律
		第 24 号) 附則第 3 条の規定に	第 24 号)附則第3条の規定に
		より読み替えられた労働施策	より読み替えられた労働施策
		の総合的な推進並びに労働者	の総合的な推進並びに労働者
		の雇用の安定及び職業生活の	の雇用の安定及び職業生活の
		充実等に関する法律第 30 条の	充実等に関する法律第 30 条の
		2第1項の規定により、中小企	2第1項の規定により、中小企
		業(資本金が <u>3億円</u> 以下又は常	業 (医療・介護を含むサービス
		時使用する従業員の数が 300	業を主たる事業とする事業主
		<u>人</u> 以下の企業) は、令和4年4	<u>については</u> 資本金が <u>5000 万円</u>
		月1日から義務化となり、それ	以下又は常時使用する従業員
		までの間は努力義務とされて	の数が <u>100 人</u> 以下の企業)は、
		いるが、適切な勤務体制の確保	令和4年4月1日から義務化
		等の観点から、必要な措置を講	となり、それまでの間は努力義
		じるよう努められたい。	務とされているが、適切な勤務
			体制の確保等の観点から、必要
			な措置を講じるよう努められ
			たい。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等 に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の 額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費 用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について(平成12年3月8日老企第41 号)(抄)

新

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介 護支援)

(表略)

備考 (別紙1) 居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援 備考1~22 (略)

- 23 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してく ださい。
  - (1) (略)
  - (2) ア (略)

イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の60% を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準 の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選 択する。

ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他 該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わ ない。)

<厚生労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって 次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

 $1 \sim 3$  (略)

4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法 律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、 かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲 げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低 い人員配置区分を選択する。((1)が優先する。)

ウ (略)

 $24\sim32$  (略)

注1~5 (略)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介 護支援)

旧

(表略)

(別紙1)

備考 (別紙1) 居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援 備考1~22 (略)

- 23 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してく ださい。
- (1) (略)
- (2) ア (略)

イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の60% を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準 の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選 択する。

ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他 該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わ ない。)

<厚生労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって 次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

 $1 \sim 3$  (略)

4 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1 項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、 かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲 げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低 い人員配置区分を選択する。((1)が優先する。)

ウ (略)

24~32 (略)

注1~5 (略)

## 備考 (略)

(別紙1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (介護予防サービス)

(表略)

備考 (別紙1-2)介護予防サービス

備考1~13 (略)

- 14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
  - (1) (略)
  - (2) ア (略)

イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の60% を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準 の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択 する。

ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

## <厚生労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって 次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

1~3 (略)

4 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法</u> 律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。((1)が優先する。)

 $注1 \sim 6$  (略)

備考 (略)

備考 (略)

(別紙1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス)

(表略)

備考 (別紙1-2) 介護予防サービス 備考 $1\sim13$  (略)

- 14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
  - (1) (略)
  - (2) ア (略)

イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の60% を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準 の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択 する。

ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

## <厚生労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって 次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

 $1 \sim 3$  (略)

4 <u>過疎地域活性化特別措置法 (平成2年法律第15号)</u>第2条第1 項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。((1)が優先する。)

注1~6 (略)

備考 (略)